第74回日本下水道事業団入札監視委員会審議概要

<table>
<tr><td colspan="2">開催日及び場所</td><td colspan="2">令和4年1月27日（木）　　日本下水道事業団会議室</td></tr>
<tr><td colspan="2">出席委員</td><td colspan="2">山本 泉（委員長・元会計検査院第2局長）　　荒巻 俊也（東洋大学教授）
榊原 豊（早稲田大学教授）　　杉浦 正敏（弁護士）　　前田 章（東京大学教授）</td></tr>
<tr><td colspan="2">審議対象期間</td><td colspan="2">令和3年4月1日～令和3年9月30日</td></tr>
<tr><td colspan="2">総抽出件数</td><td>12件</td><td rowspan="6">（備考）
審議に先立ち、入札契約制度の概要、発注工事等の概況、入札契約手続きの運用状況、役務契約に関する報告事項について、報告を行った。質問・回答は下記のとおり。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">工事</td><td>一般競争（大規模）</td><td>1件【事案1】</td></tr>
<tr><td>一般競争（大規模以外）</td><td>6件【事案2～7】</td></tr>
<tr><td>随意契約</td><td>2件【事案8～9】</td></tr>
<tr><td colspan="2">建設コンサルタント業務等</td><td>2件【事案10～11】</td></tr>
<tr><td colspan="2">物品・役務</td><td>1件【事案12】</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">委員からの意見・質問、それに対する回答等</td><td>意　見・質　問</td><td>回　答</td></tr>
<tr><td>下記のとおり</td><td>下記のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">委員会による意見の具申又は勧告の内容</td><td colspan="2">特に具申する意見や勧告はない。</td></tr>
</table>

質　問	回　答
【資料1-5：役務契約に関する報告事項】	
①　受注者は故意でやったということなのか。	①　断定することはできなかった。
②　今回の件というのは、関係規定の改正後指名停止処分になるほどの内容なのか。	②　悪質性が認められるようであれば指名停止に該当すると判断できるのではないかと考えている。
③　このような事態が起こった時の対応の仕組みのようなものはできているのか。	③　事案発生時に個別の対応をしていくことになるが、今回、再発防止策の仕組みを整え、組織として対応できるような形にしたので、今後事案が発生したときは、工事や設計コンサル、他機関での事例を参考に判断していくものと考えている。
④　業界一般的に今回のような件というのはどれだけあるものなのか。	④　以前、そういったことがニュースになっているというようなことがあったが、最近はそういったことも聞かなくなり、事業団の中では見受けられないというふうに認識している。
⑤　関係規定の改正はもう行われたのか。	⑤　改正は済んでいる。
【事案1：堺市古川下水ポンプ場ポンプ設備工事】	
①　入札調書の1,2行目の業者がかなり予定価格に比べて金額が低いがこれはどういうことなのか。	①　他に高い入札もあり、競争性の結果、業者でだいぶ検討された金額かと思っている。
②　特別重点調査の対象業者と低入札価格調査の対象業者があるが調査としては違うのか。	②　違う。二段階価格基準があり、今回の事案では対象の2社の間に金額の境目がある。
③　低入札価格調査の内容について、直工費や一般管理費も調査したと思うが、特に問題なかったということか。また、コロナ禍でどういう調査のやり方をしたのか。	③　特に問題はなかった。また、対面でのヒアリングではなく、提出された資料の内容をこちらで確認した。
④　予定価格のたて方について、積算価格を作って、その	④　そのとおり。

価格を基本的には予定価格にしているということか。 ⑤　積算の見直しなどは年一回ぐらい検討するのか。 ⑥　低入札価格調査と特別重点調査の提出資料はボリューム的にどれくらい違うのか。	 ⑤　よく使われるような設備の単価は、毎年調査をして事業団で標準単価を定めて毎年改定をするが、個々の事例でその都度、積算がどうかというような大きな見直しは通常行わない。 ⑥　低入札価格調査は厚さにして 1cm～2cm ぐらい、特別重点調査は 5cm～7cm ぐらいになるかと思われる。
【事案２：豊田市中部ポンプ場建設工事その５】 特になし	
【事案３：琵琶湖東北部浄化センター建設工事その 35】 ①　今回、実施手法を限定しているが、なぜそのようになったのか教えていただきたい。 ②　再公告案件とのことだが、一回目の時は予定価格と格差があったのか。 ③　一回目の時も再公告の２社が入札に参加したのか。見積もりを取ったのはどちらの業者か。 ④　事業団の積算基準や単価表と違う部分でも、見積もりを優先して積算されるということか。 ⑤　見積もりを求める方式の試行工事を適用する基準はどのように考えているのか。 ⑥　そのような場合に事業団の積算基準と違うような項目が出てくるが、今後見直しされることになるのか。 ⑦　競争参加資格確認資料の審査結果総括表について、②施工実績等の二行目にハイフンがあるが、競争参加資格が合格になるには丸がいくつあれば良いのか。	 ①　用地にかなりの制約があり、用地内に計画して大きさ的に問題がない手法ということで、今回、膜分離活性汚泥法を採用した。 ②　予定価格を１割ぐらい上回っていた。 ③　一回目の時は１社の入札で、その業者から見積もりを徴収した。積算の開きがある項目に関し提出業者にヒアリングを行い確認した後、一部見積もりを採用し予定価格の積算に反映させている。 ④　そのとおり。 ⑤　不調不落が発生して、次の再公告を行った際に、予定価格がそのままでは不落が続くと判断できるものに関しては、以降の公告から見積もりの方が採用できるような形のルールとなっている。 ⑥　開きがある項目については、どこが現状と合っていないかというところを、事業団として全体で把握する。ダイレクトに個々の内容のところがすぐさま改定とはならないし、地域差等も考慮する必要があるが、必要なところは、最終的には吸い上げ、見直しを図っていく形になると思っている。 ⑦　要求項目を全部満たす必要があるが、②施工実績等の一行目二行目は「同種工事」か「類似工事」かであるため、どちらかに丸があれば問題ない。
【事案４：神栖市港南中継ポンプ場他２施設水処理設備工事】 ①　入札調書の一行目の業者は、特別重点調査の対象だったが、資料を提出されず辞退したということか。	 ①　施工体制確認の資料を提出せず辞退した。

② 加算点内訳表の評価項目 14, 15 で差が出たということか。	② 手続き上は辞退されたため採点の対象とならない。施工体制の確認調査ヒアリングを実施する場合にはヒアリングの内容に応じて品質確保の実効性もしくは施工体制確保の確実性を十分に確保できるという評価にならない場合、評価項目 14, 15 が減点される。
【事案 5：中津市中津終末処理場汚泥処理設備工事その 5】 ① 低入札価格調査を実施したということでよろしいか。 ② 全般的な手続きの流れとして、事後審査の段階で加算点の点数を見直して、評価がひっくり返ってしまった場合の対応はどうなっているのか。 ③ 加算点内訳表について、何点以上であれば合格となるのか。 ④ 総合評価なので、価格は価格点で評価されて、それに加算点が加わり、評価値で見るということだと思うがそれでよろしいか。	 ① 今回、施工体制確認型の入札になっているため、そちらの資料を求めたが提出の辞退で入札無効となった。 ② 事後審査による加算点修正の段階で複数社あった場合は、候補社の順番が変わる可能性がある。修正になって点数が変わった際には説明を行い、その段階で順番が変わった場合はその旨通知している。 ③ 入札時に参加資格の要件を確認しているので、加算点を何点取っていないといけないということはない。競争の中での加算点であり、価格と加算点を総合した評価となる。 ④ そのとおり。
【事案 6：つくば市天宝喜ポンプ場電気設備工事】 ① 入札調書に入札前辞退とあるが、これについて教えていただきたい。 ② 加算点内訳表において、2 行目の業者は評価項目 14, 15 について、自社で 5 点と評価しているのか。 ③ 入札調書の 2 行目の業者は低入札価格調査ではなくて、特別重点調査の対象ではないか。 ④ 加算点内訳書の評価項目 14, 15 は低入札価格調査に該当する場合は、業者が 15 点で出してきても 5 点にすると説明があったと記憶しているがいかがか。 ⑤ 総合評価方式の場合、施工体制の確認をした後、低入札価格調査あるいは特別重点調査に進むということか。	 ① 入札参加の意思表示をしていたが、何らかの理由で札入れを辞退したということ。 ② 手続き上は辞退されたため採点の対象とならない。施工体制の確認調査ヒアリングを実施する場合にはヒアリングの内容に応じて品質確保の実効性もしくは施工体制確保の確実性を十分に確保できるという評価にならない場合、評価項目 14, 15 が減点される ③ 基準価格等からするとそのとおり。特別重点調査の対象ではあるが、施工体制確認型の入札になっているため、施工体制確認調査資料を求めたが提出の辞退で入札無効となった。 ④ 手続き上は辞退されたため採点の対象とならない。施工体制の確認調査ヒアリングを実施する場合にはヒアリングの内容に応じて品質確保の実効性もしくは施工体制確保の確実性を十分に確保できるという評価にならない場合、評価項目 14, 15 が減点される ⑤ そのとおり。

⑥　例えば、調査資料をきちんと提出してきて問題がなかった場合、加算点内訳表で5点に落としたものはどうなるのか。	⑥　施工体制の確認調査ヒアリングを実施する場合にはヒアリングの内容に応じて品質確保の実効性もしくは施工体制確保の確実性が十分に確認できるという評価にならない場合、評価項目14,15が減点される。仮の話だが、特別重点調査対象で施工上履行されない恐れがないとなった場合、加算点と価格点の総合評価で順位は評価されることとなる。
【事案7：長洲町浦川汚水中継ポンプ場他電気設備工事】 ①　施工体制確認資料の量はどのくらいか。 ②　今回、2つのポンプ場をあわせて1つの工事として行っているが、まとめて行う考え方を教えていただきたい。	 ①　低入札価格調査資料の約半分ぐらいの内容で、少し簡易な内容を求めている。 ②　別々に行い少額になると、不調不落が続いていることから、ポンプ場に関しては距離がおおむね10km程度のところの範疇にあるものについては一つにまとめて工事発注する形で運用しているところ。
【事案8：立川市錦幹線他1施設建設工事その2】 特になし	
【事案9：名護市名護下水処理場建設工事その24】 ①　この工事はその23の追加工事のようなイメージか。 ②　例えば、修正契約や追加契約としなかった理由は。	 ①　当初一体的な発注も予定していたが、団体と事業団で全体の予算の確保ができなかった関係で、その24についての予算の確認がとれた段階で別発注した。 ②　元のその23工事が117百万円の契約で、変更で行うと、その3割を上回る72百万円の追加となるため別契約とした。
【事案10：令和3年度最上川流域下水道置賜 浄化センター他1施設 実施設計業務委託】 ①　低入札価格調査の実施ということだが、価格点を先に出して、その後に技術点を出すという順番になるのか。 ②　価格点の考え方が工事と違うのか。 ③　点数について、有効数字5桁というのは必要なのか。 ④　現状はわかったが、小数点以下第一位までで十分な気がするので、小数点以下四桁が必要なのか検討していただきたい。	 ①　技術点の評価を先に行い、その後に入札を行っている。 ②　そのとおり。設計コンサルの場合は、価格点は30点を上限にしている。 ③　評価点の点数は小数点以下第四位まで求めるという内部規則に基づいて出している。 ④　建設コンサルタントに何か特殊な事情があるかも含めて整理、勉強したいと思う。
【事案11：令和3年度山鹿市山鹿浄水センター 実施設計業務委託】 ①　見積もり合わせを四回行っているが、ある程度時間を	 ①　対面で行っており、業者の準備が整ったら行ってい

空けているのか。	る。
【事案 12：令和 3 年度 技術開発実験センター空調設備更新業務】 ① 再公告案件で最初は応札した企業がいなかったということか。	① そのとおり。

その他
審議の過程であった個々の意見
・低入札価格調査、特別重点調査において求める資料の量についての検討をしていただきたい
・総合評価落札方式で低入札価格調査の基準を下回った場合について、「判断過程のフロー」、「加算点内訳表の評価項目 14, 15 の評価点を 10 点落とす考え方」、「評価点を落とした上で、かつ、低入札調査に入った場合、低入札調査の中身（施工体制が確認された場合等）とその評価点を落とした時の判断両者の関係」を次回簡単なものでいいので説明していただきたい
・コンサルタント業務に関して、評価点の小数点以下第四位までの必要性の整理をしていただきたい